

令和 7 年度

津軽北部二期農業水利事業

津軽北部二期地区河川協議資料作成業務

現 場 説 明 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

1. 契約の保証について

別紙－１のとおり。

2. 積算体系等区分

設計体系区分は設計業務とし、工種区分は実施設計以外と考えている。

3. 旅費交通費計算上の積算基地

第２回から第４回の積算基地は、宮城県仙台市を考えている。

4. 打合せに係る旅費及び交通費の算定

(１) 第２回から第４回に係る打合せの交通費は、積算基地から津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所間でライトバンを想定しており、高速道路の利用を計上している。

(２) 宿泊費及び宿泊手当てについては、当初計上していない。

なお、受注者から宿泊情報がわかる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

5. 打合せに係る積算上の配置人員

単位：人

打合せ	主任技師	技 師 A	技師B	備考
着手前	0.5	0.5		Web 打合せ
第２回		0.5	0.5	
第３回		0.5	0.5	
第４回		0.5	0.5	
最終回	0.5	0.5		Web 打合せ

単位：人

移動（往復）	主任技師	技 師 A	技師B	備考
第２回		1.0	1.0	
第３回		1.0	1.0	
第４回		1.0	1.0	

6. 本業務の作業歩掛は以下のとおり想定しているが、参考に示すもので、変更協議の対象にするものではない。

なお、歩掛の妥当性を検証するための実績調査を行うものとし、様式については監督職員が別途指示する。

(単位：人)

作業項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 準備作業					
1-1. 資料の検討	2.0	2.0	2.0		
2. かんがい面積の整理					
2-1. 農地転用の整理	1.0	1.0	3.0	4.0	4.0
2-2. かんがい面積の整理	1.0	2.0	4.0	6.0	4.0
3. 用水計画の検討					
3-1. 基礎諸元の整理					
(1) 計算諸元の整理	1.0	2.0	3.0	4.0	
(2) 計画基準年の検証	1.0	2.0		5.0	
3-2. 水収支計算					
(1) 用水量の算定	2.0	3.0	4.0	2.0	
(2) 水収支計算	2.0	3.0	5.0	4.0	
3-3. 計算結果の整理	1.0	2.0	2.0		
4. 河川協議資料の作成	1.0	4.0	8.0	8.0	8.0
5. 点検取りまとめ	1.0	2.0	2.0	2.0	
合 計	13.0	23.0	33.0	35.0	16.0

7. かんがい面積について

令和3年4月1日時点のかんがい面積は、2,953.2haである。

8. かんがい面積の整理について

(1) 農地転用面積の状況

令和3年4月以降の農地転用面積は、令和7年3月時点で、0.17ha、2筆である。

(2) 関連事業における登記の計画

本地区の関連事業である、県営経営体育成基盤整備事業「十三湖地区」A=1,160haの事業期間は、平成27年度から令和11年度を予定している。

現在、区画整理した一部の約60haにおいて、土地の権利移動や登記の手続きに着手する計画がある。令和7年度に登記を行う際は、作業項目「2. かんがい面積の整理」に反映する場合がある。また、これらの資料を貸与する。

9. 河川管理者との協議について

河川協議により、河川協議資料の追加または補足を指示する場合がある。

10. 設計報告書について

設計報告書のコピー枚数は、1,000頁を考えている。

11. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙－１

契約の保証について

- (１) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行弘前代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 関口 次郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ク) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(エ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(オ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。

(エ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(オ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。